

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月29日
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真 連絡場所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03－6432－7746
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	楽天・ビッグデータ日本株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	① 当初申込期間 100億円を上限とします。 ② 継続申込期間 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

楽天・ビッグデータ日本株ファンド

ただし、ファンドの愛称として、「楽天AIファンド」という名称を用いる場合があります。

（以下、「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

①当初申込期間

100億円を上限とします。

②継続申込期間

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

①当初申込期間

1口当たり1円

②継続申込期間

取得申込受付日の基準価額[※]です。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は委託会社または販売会社にてご確認いただけます。また、基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

詳しくは、下記「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%※（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

※消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。
手数料について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」※¹または「償還前乗換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。
ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社毎に異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※1「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

※2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社またはお申込みコースにより異なります。

お申込みコースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2つのコースがあります。「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

①当初申込期間

2019年4月15日から2019年4月19日まで

②継続申込期間

2019年4月22日から2020年8月12日まで

※申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行います。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

なお、販売会社については、下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問い合わせ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>**(9) 【払込期日】****①当初申込期間**

取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。

当初申込期間における申込金額の総額は、販売会社によって、設定日（2019年4月22日）に、委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託会社である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

②継続申込期間

取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。

各取得申込日の申込金額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社については、上記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】**①申込証拠金**

ありません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考) 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（以下「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

受益権の信託金限度額は200億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のように分類・区分されます。当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
追加型	海 外	債 券	
	内 外	不動産投信	特 殊 型
		その他資産	(絶対収益追求型)
		()	
		資 産 複 合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型 (絶対収益追求型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資 形態	特殊型
株 式	年 1 回	グ ロ ー バ ル (日本を含む)	ファミリー ファンド	ブル・ベア型
一 般 株	年 2 回	日 本		条件付運用型
大 型 株		北 米	ファンド・	絶対収益追求型
中 小 型 株	年 4 回	欧 州	オブ・	
債 券	年 6 回	ア ジ ア	ファンズ	
一 般 債	年 6 回	オ セ ア ニ ア		その他
公 債	(隔月)	中 南 米		
その 他 債 券	年 12 回	ア フ リ カ		
クレジット属性 ()	(毎月)	中 近 東(中東)		
不 動 産 投 信	日 々	エマージング		
その 他 資 産				
(投資信託証券 (株式 一般))	そ の 他			
資 産 複 合	()			
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。そのため、組入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産(投資信託証券)）と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

属性区分表（網掛け表示部分）の定義

そ の 他 資 産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

《ファミリーファンド方式について》

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

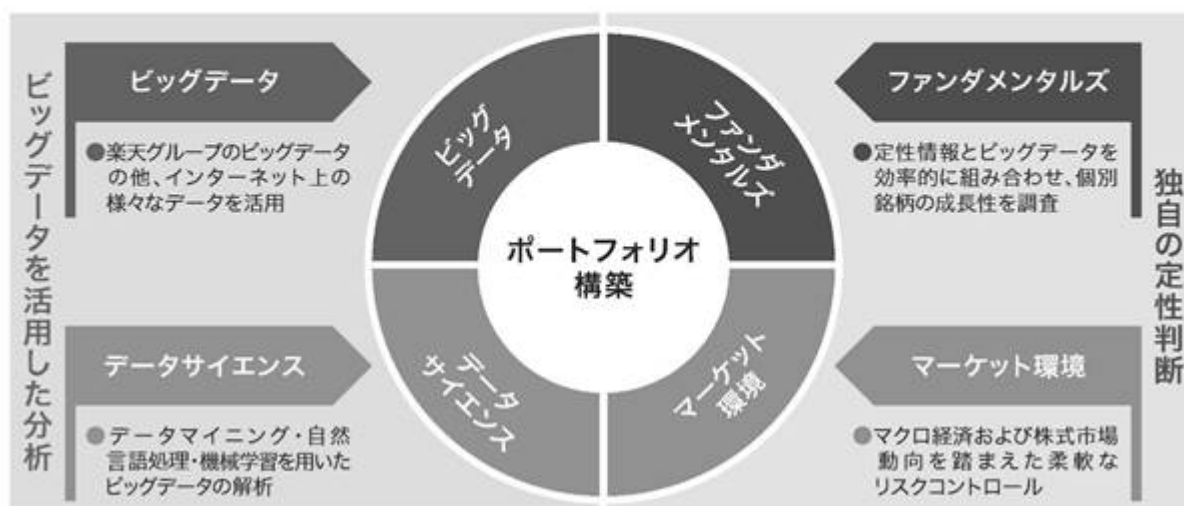


④ファンドの特色

1 日本の取引所に上場している株式のうち、今後成長が見込まれる銘柄に厳選投資を行います

- ◆株式の個別銘柄選択にあたっては、楽天グループをはじめとする様々な情報ソースのビッグデータを活用した分析に加え、独自の定性判断により今後成長が見込まれる銘柄を厳選します。

<当ファンドの運用の着眼点（イメージ）>



※上記の運用の着眼点は2019年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2 株価指数先物の売建て取引を活用し、株式の実質組入比率を機動的にコントロールすることで絶対収益の確保を目指します

- ◆ 日本の株式に分散投資するとともに株価指数先物取引を組み合わせた運用を行うことで、市場の上昇・下落に左右されにくい、あらゆる相場環境で絶対収益の確保を目指します。

株式に分散投資



株価指数先物取引による
株式実質組入比率の調整

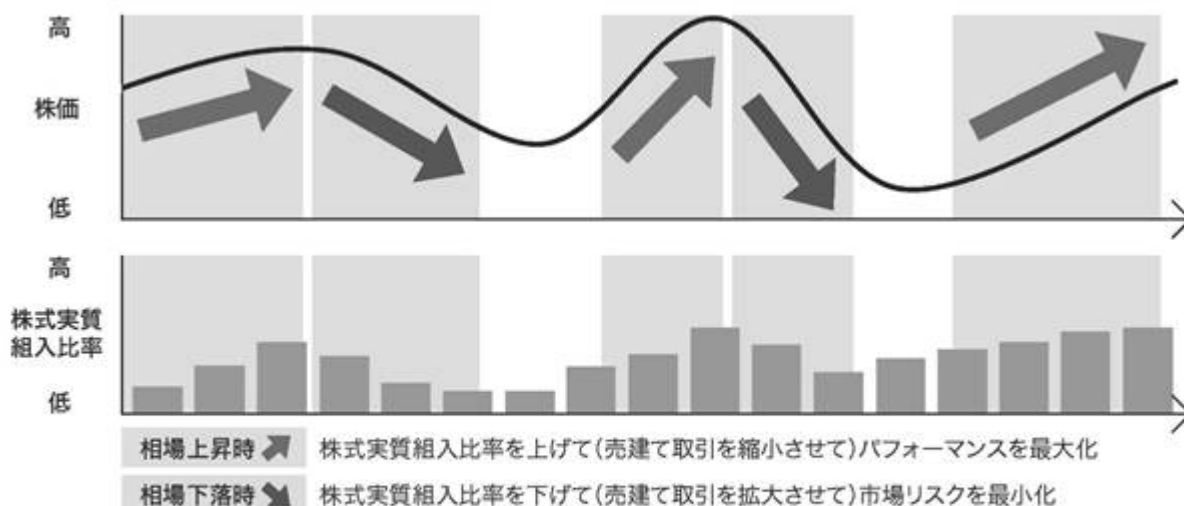


絶対収益の確保

絶対収益の確保とは、市場変動に左右されにくい収益の獲得を目指すことをいいます。必ず収益を得られることを意味するものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

<株式実質組入比率のコントロール(イメージ)>



※上図は株式市場が上昇・下落を繰り返す局面での株式実質組入比率のコントロールのイメージを示したものであり、実際の運用を示唆・保証するものではありません。

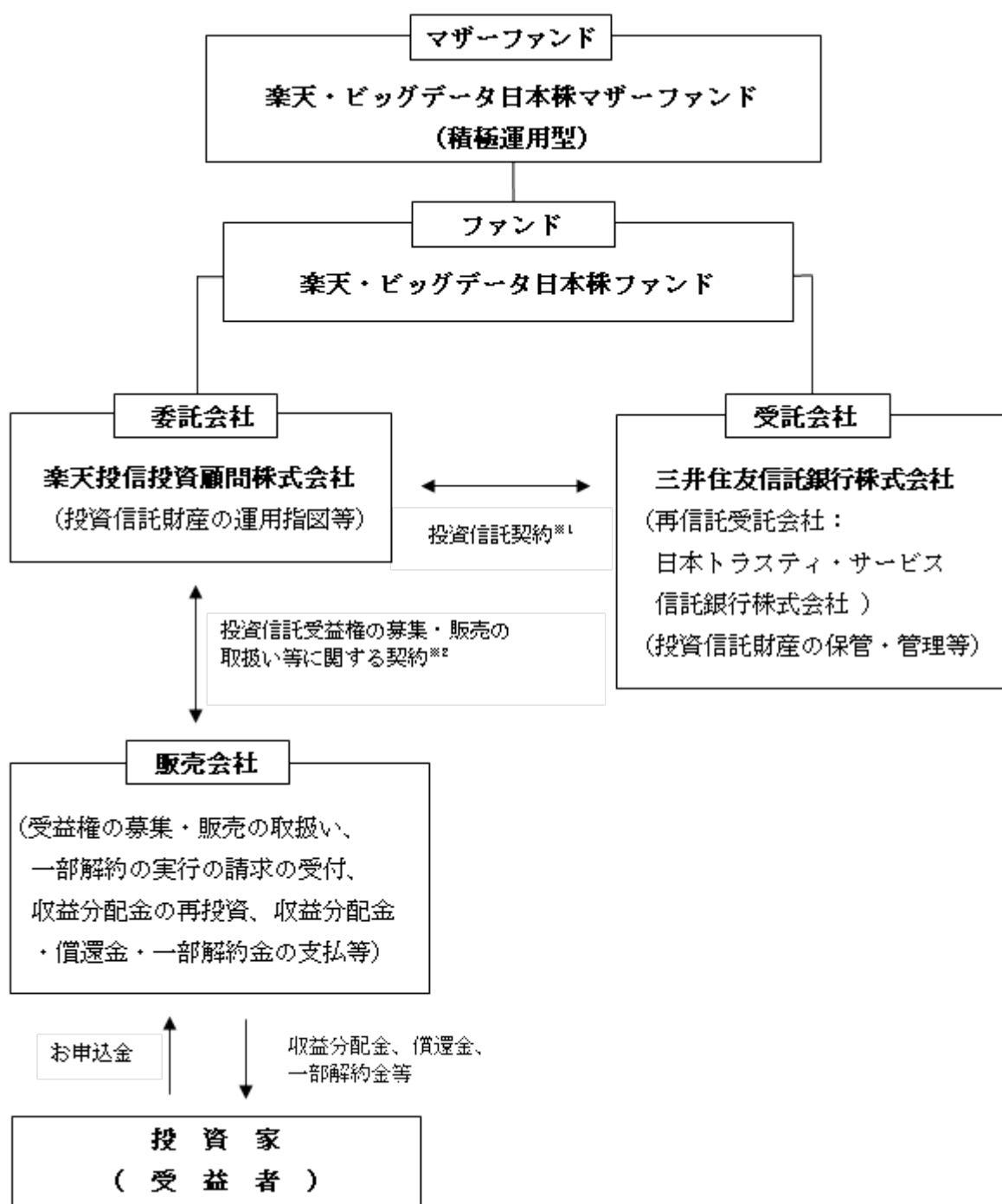
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年4月22日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

※2「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

②委託会社の概況

1) 資本金の額（2019年1月末日現在）

資本金 150百万円

2) 会社の沿革

平成18年12月28日 ： 「楽天投信株式会社」設立

平成20年 1月31日 ： 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

平成21年 4月 1日 ： 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況（2019年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①投資対象

楽天・ビッグデータ日本株マザーファンド（積極運用型）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

②投資態度

- 1) 主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所等に上場している株式のうち、楽天をはじめとする様々な情報ソースのビッグデータを活用した分析を基に、独自の定性判断により厳選された今後成長が見込まれる株式に投資を行うとともに、絶対収益の確保を目的として、株価指数先物取引を積極的に活用します。
※信用取引を活用し、株式の売建てを行う場合があります。
- 2) マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- 3) 株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 4) 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

③投資制限

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は行いません。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。）
 - (ハ) 金銭債権
- (ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形

②運用の指図範囲等

- 1) 委託会社は、信託金を、主として楽天投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンド受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (イ) 株券または新株引受権証券
- (ロ) 国債証券
- (ハ) 地方債証券
- (ニ) 特別の法律により法人の発行する債券
- (ホ) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (ヘ) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (ト) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (チ) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (リ) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (ヌ) コマーシャル・ペーパー
- (ル) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (ヲ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (ワ) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (カ) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (ヨ) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (タ) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
- (レ) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (ソ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (ツ) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- (ネ) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (ナ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (ラ) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記（イ）の証券または証書、上記（ヲ）ならびに上記（レ）の証券または証書のうち上記（イ）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記（ロ）から上記（ヘ）までの証券および上記（ヲ）ならびに上記（レ）の証券または証書のうち上記（ロ）から上記（ヘ）までの証券の性質を有するもの、および上記（カ）に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、上記（ワ）および上記（カ）の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- 2) 委託会社は、信託金を、上記1) に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (イ) 預金

（ロ）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

（ハ）コール・ローン

（ニ）手形割引市場において売買される手形

（ホ）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

（ヘ）外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- 3) 上記1)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記2)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

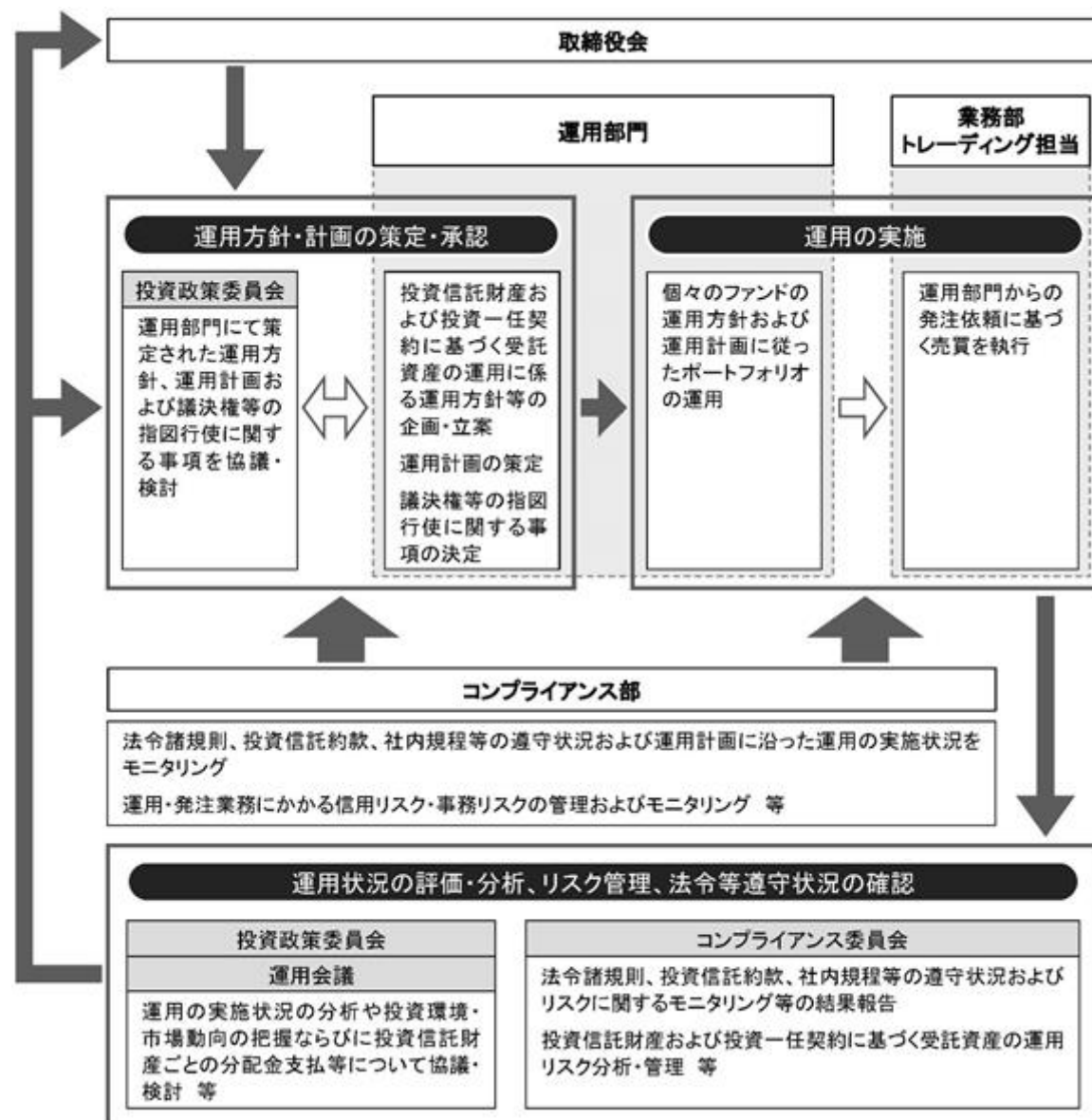
③投資対象とするマザーファンドの概要

下記概要は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後、記載事項は変更になる場合があります。

商品分類	追加型投信/国内/株式/特殊型（絶対収益追求型）
ファンド名	楽天・ビッグデータ日本株マザーファンド（積極運用型）
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所等に上場している株式および株価指数先物取引にかかる権利を主要投資対象とします。
ファンドの特色 および投資方針	投資態度 - 主としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式のうち、楽天をはじめとする様々な情報ソースのビッグデータを活用した分析を基に、独自の定性判断により厳選された今後成長が見込まれる銘柄に投資を行います。また、絶対収益の確保を目的として、株価指数先物取引を積極的に活用します。 ※信用取引を活用し、株式の売建てを行う場合があります。 - 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 - 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。
ベンチマーク	なし
主な投資制限	- 株式への投資割合に制限を設けません。 - 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 - 外国建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年5月25日（休日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	一部解約を行う日の前営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額
信託金限度額	2,000億円
設定日	2018年8月3日
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

委託会社におけるの運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
 - ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
 - ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
 - ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
 - ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。
- ※ 運用体制は2019年1月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

※ 当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（毎年5月25日の年1回。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

②収益の分配方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

1) マザーファンド受益証券

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

2) 株式

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

3) 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除く）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4) 外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

5) 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

6) 信用取引の指図範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

7) 先物取引等の運用指図、目的および範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- (ロ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

8) スワップ取引の運用指図、目的および範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9) 金利先渡取引の運用指図、目的および範囲
- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。
 - (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - (ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (ニ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 有価証券の貸付の指図、目的および範囲
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (ロ) 上記（イ）各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 11) 公社債の空売りの指図、目的および範囲
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (ロ) 上記（イ）の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 12) 公社債の借入れ
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

13) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

14) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

15) 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

16) 受託会社による資金の立替え

(イ) 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ) 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

(ハ) 上記（イ）および（ロ）の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因及びその他の留意点

ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資する有価証券等（株価指数先物取引を含みます。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。なお、以下に記載するリスクは、当ファンドにかかる全てのリスクを網羅しておりませんのでご留意下さい。

①株価変動リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。

②信用リスク

当ファンドが実質的に投資する有価証券等の価格は、発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響を受けます。発行体の経営状態の悪化等により当該有価証券の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。

③流動性リスク

当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、需給環境や市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額の下落要因となります。

④株価指数先物に関するリスク

当ファンドが実質的に投資する株価指数先物は、株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、その影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物の売建て取引を活用している場合に、株価指数先物価格の上昇により損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。

※ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

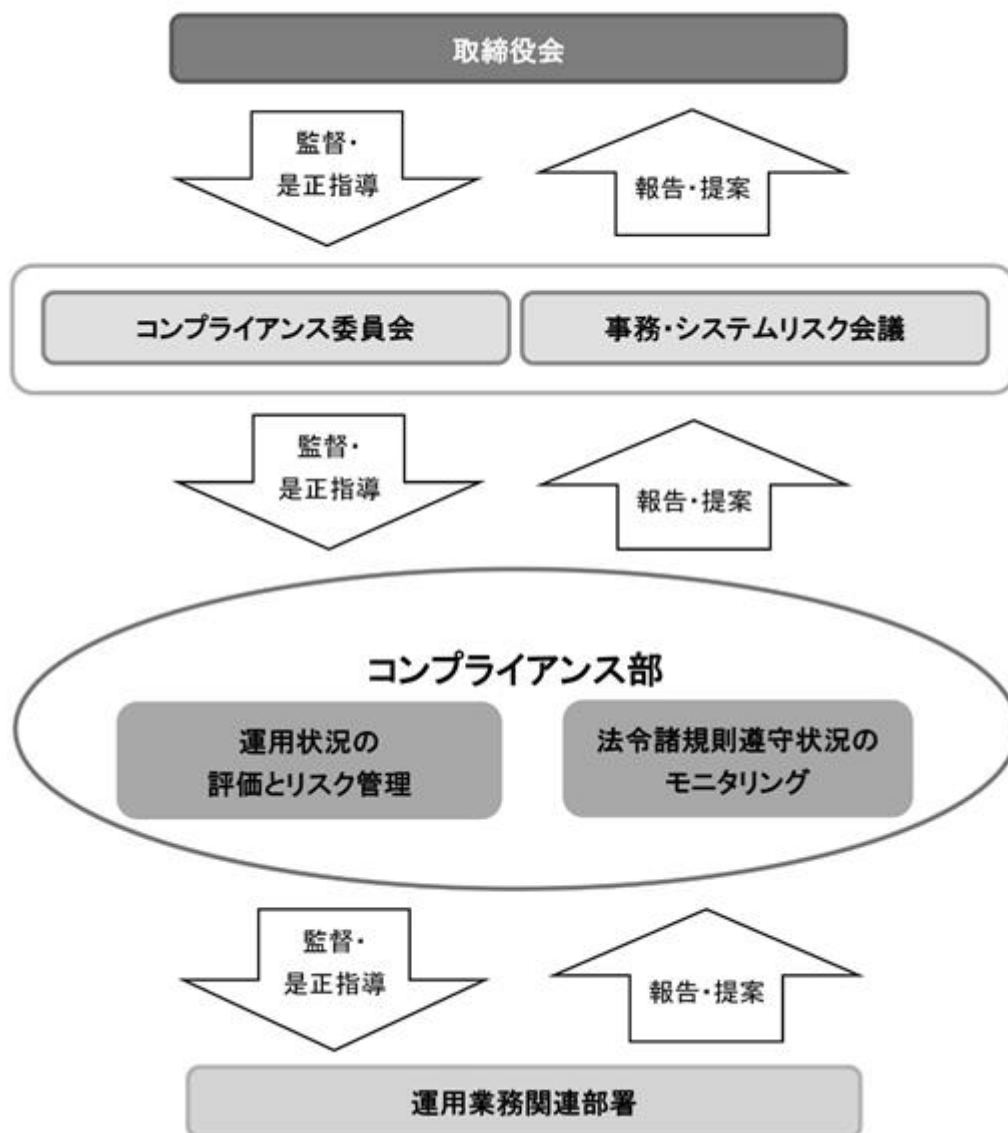
⑤その他の留意点

- 1) 当ファンドは、株式へ分散投資するとともに株価指数先物の売建て取引を行うことで株式の実質組入比率を機動的にコントロールするため、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きは大きく異なる場合があります。株式の実質組入比率を0%にしている状況でも株式市況の変動の影響を受け基準価額が下落する場合があります。また、組入れている株式の投資成果がプラスとなった場合でも株価指数先物取引によるマイナスの影響が大きい場合には、基準価額が下落する要因となります。
- 2) 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- 3) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 4) 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 5) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



＊全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

＊運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

＊上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため、表示しておりません。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債・・・ブルームバーグ・バークレイズ新興市場国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%※（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

※消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。
手数料について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、販売会社によっては、償還乗換えおよび償還前乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。償還乗換えおよび償還前乗換の取扱いについての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

- ①換金（解約）手数料はありません。
- ②信託財産留保額は、換金（解約）請求日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額となります。
- ③換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、(1)基本報酬額に(2)成功報酬額を加算して得た額とします。

ファンドの基本報酬額は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に、成功報酬額は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産から支弁します。

(1)基本報酬額

計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.972%※（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。

※消費税率が10%となった場合は、年0.99%となります。

基本報酬額の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

委託会社	年0.525%（税抜）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.35%（税抜）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.025%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(2)成功報酬額

委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額を受領します。

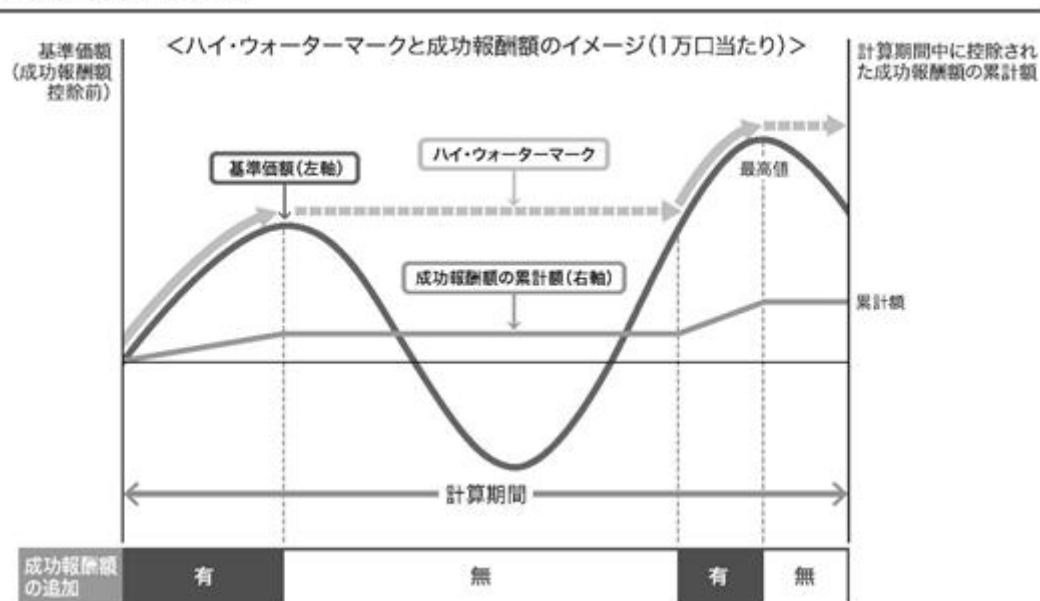
ハイ・ウォーターマークとは、設定日の計算においては10,000円（10,000口当たり）とし、その後の営業日においては、成功報酬額を計上した場合における同日の基準価額（成功報酬額控除後）とし、翌営業日以降に適用します。計算期末に分配金が支払われる場合は、翌期以降のハイ・ウォーターマークは、対応する分配金に相当する額が調整されます。ハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額は、毎営業日に、当該営業日の基準価額（成功報酬控除前）が、その時点のハイ・ウォーターマークを超えた場合に、その超過額に17.28%※（税抜16.0%）を乗じて得た額とします。

基準価額（成功報酬額控除前）がハイ・ウォーターマークを超えない場合、成功報酬額は受領されず、ハイ・ウォーターマークは更新されません。

なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末時点で成功報酬額が計上されている場合は、当該期間に計上された全ての成功報酬額が払い出されます。

※消費税率が10%となった場合は、17.6%となります。

成功報酬について



<成功報酬額控除のイメージ(1万口当たり)>

	T日目	+1日目	+2日目	+3日目	+4日目
① 基準価額 (成功報酬控除前)	10,020円	10,050円	10,150円	10,242円	10,200円
② 成功報酬額(税抜)	—	—	8円 (50円×16%)	16円 (100円×16%)	—
累計額	10円	10円	18円	34円	34円
③ 基準価額 (成功報酬控除後)	—	—	10,142円	10,226円	—
④ ハイ・ウォーターマーク	10,100円	10,100円	10,142円	10,226円	10,226円
⑤ 基準価額	10,020円	10,050円	10,142円	10,226円	10,200円

2日目の成功報酬控除前基準価額(①)がそれまでのハイ・ウォーターマーク(④)を超えたため、その超過額に対する16%(税抜)にあたる成功報酬額(②)を控除した成功報酬控除後基準価額(③)が計算され、2日目の基準価額(⑤)となり、またハイ・ウォーターマークとして更新され翌営業日以降に適用されます。

※上記はハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額控除を説明するため仮定の数値を元に計算したものであり、実際の内容とは異なります。
※計算にあたり成功報酬控除の率は税抜き数値を用いています。実際には消費税等も控除されます。

ご注意

- ・ある営業日においていったん発生し、基準価額から控除された成功報酬額は、たとえその後基準価額が下落したとしても減額ないし払い戻されることはありません。
- ・計算期末に分配金が支払われる場合は、翌期以降のハイ・ウォーターマークは、対応する分配金に相当する額が調整されます。
- ・上図はハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額受領についての理解を深めるための概念図であり、当ファンドの将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

＊税額は、2019年1月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

- ②投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

※その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

①個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	—	5%	20%

（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

②法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	—	15%

（注）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

当ファンドは2019年4月22日から運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。従って、本書提出日現在、記載すべき事項はありません。

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

該当事項はありません。

② 【分配の推移】

該当事項はありません。

③ 【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当初申込期間の取得申込みの受付は、販売会社の営業時間内とします。

継続申込期間の取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

- (2) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

- (3) ファンドの販売価格は取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）とします。

- (4) 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込日期間は1口当たり1円）に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%[※]（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。

※消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。

- (5) 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

- (6) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

- (7) お申込みコースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」。名称の異なる同様の内容のコースを含みます。）の2つのコースがあります。「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

※詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (3) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、請求受付日の基準価額とします。
- (4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、ファンドの投資信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。
- (5) 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
- (6) 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
換金時の税金につきましては、「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金」をご覧ください。
投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

※詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ①基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ②基準価額は、毎営業日に算出されます。委託会社または販売会社にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
- ③委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

《委託会社のお問い合わせ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

<主要な投資対象資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

※マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

投資対象	評価方法
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2029年5月24日までとします。

ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年5月26日から翌年5月25日までとします。

ただし、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2020年5月25日までとします。

各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

①信託の終了（投資信託契約の解約）

- 1) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると

き、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、下記「③書面決議の手続き」の規定に従い行います。
- 3) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- 4) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「③書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 5) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「②投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「③書面決議の手続き」の規定に従います。
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記1)および2)の規定に従います。

※この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

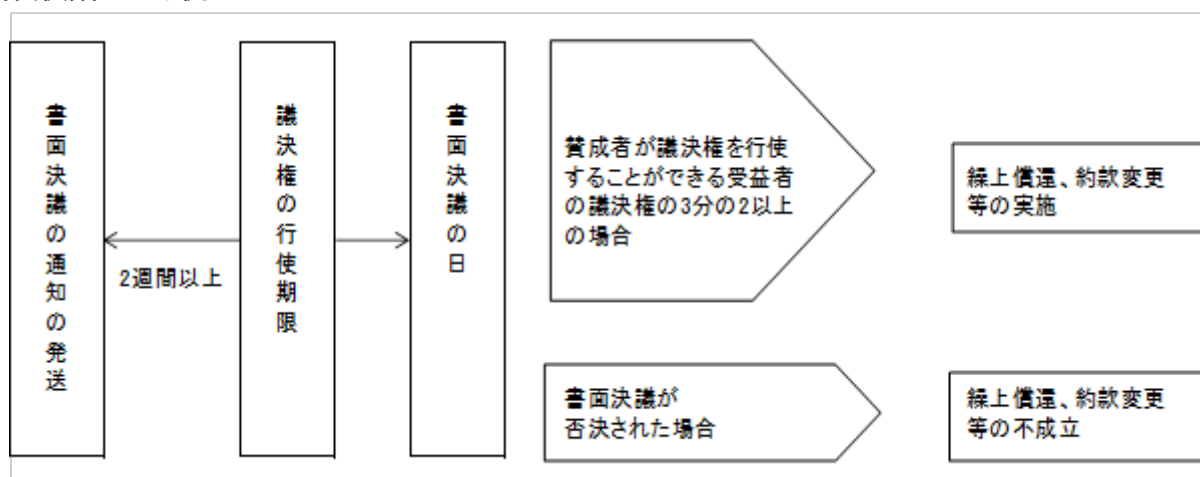
③書面決議の手続き

- 1) 委託会社は、上記「①信託の終了（投資信託契約の解約）」1)について、または、「②投資信託約款の変更等」1)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 2) 上記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。なお、知

れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 3) 上記1) の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5) 上記1) から4) までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「① 信託の終了（投資信託契約の解約）」3) の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記1) から3) までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- 6) 上記1) から5) の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<書面決議の主な流れ>



④反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤運用報告書の作成

- 1) 委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- 3) 上記2) の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了時は最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑦公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑨投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑩関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金請求権

- ①収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。
- ②受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- ③上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

（2）一部解約請求権

- ①受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ②一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、当ファンドにおいて、投資を行った有価証券等の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払いを繰り延べる場合があります。
- ③権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（3）償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドは、2019年4月22日から運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。従って、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

当ファンドの監査は、EY新日本有限責任監査法人により行われる予定です。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定のほか民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年1月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機構

①取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

②監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

- ①投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。
- ②運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。
- ③運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2019年1月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	44本	178,936百万円
合 計	44本	178,936百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	617,562	670,928
金銭の信託	1,300,000	1,300,000
前払費用	887	2,915
未収入金	1,648	—
未収委託者報酬	168,194	173,836
立替金	5,331	—
繰延税金資産	10,130	9,060
その他	5,001	5,000
流動資産計	2,108,756	2,161,741
固定資産		
有形固定資産	※ 1	43,782 ※ 1
建物（純額）		26,421
器具備品（純額）		17,361
投資その他の資産		4,324
投資有価証券		3,351
長期前払費用		972
繰延税金資産		—
固定資産計	48,106	51,975
資産合計	2,156,863	2,213,716

負債の部

流動負債

預り金	7,953	3,131
未払費用	83,642	94,055
未払消費税等	1,601	9,375
未払法人税等	31,595	32,716
賞与引当金	17,642	14,916
役員賞与引当金	388	8,000
その他	7,008	—

流動負債計	149,832	162,194
-------	---------	---------

固定負債

繰延税金負債	611	—
資産除去債務	5,699	5,699
固定負債計	6,311	5,699

負債合計	156,143	167,894
------	---------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	1,220,760	1,266,597
利益剰余金合計	1,220,760	1,266,597

株主資本合計	2,000,476	2,046,314
--------	-----------	-----------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	244	△491
評価・換算差額合計	244	△491

純資産合計	2,000,720	2,045,822
-------	-----------	-----------

負債・純資産合計	2,156,863	2,213,716
----------	-----------	-----------

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	当事業年度 （自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,296,283	1,216,403
営業収益計	1,296,283	1,216,403
営業費用		
支払手数料	544,973	491,228
広告宣伝費	2,605	7,342
通信費	65,880	65,818
協会費	2,122	1,766
諸会費	84	18
営業費用計	615,666	566,173
一般管理費	※1・2 334,182	※1・2 364,433
営業利益	346,434	285,796
営業外収益		
受取利息	5	6
有価証券利息	551	683
投資有価証券売却益	57	837
為替差益	—	8
雑収入	87	—
営業外収益計	701	1,535
営業外費用		
為替差損	225	—
営業外費用計	225	—
経常利益	346,911	287,332
特別損失		
固定資産売却損	185	—
その他特別損失	7,008	10,492
特別損失計	7,193	10,492
税引前当期純利益	339,717	276,840
法人税、住民税及び事業税	102,622	80,331
法人税等調整額	5,058	670
法人税等合計	107,681	81,002
当期純利益	232,036	195,837

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,138,723	1,138,723	1,918,439	—	—	1,918,439
当期変動額						
剰余金の配当	△150,000	△150,000	△150,000			△150,000
当期純利益	232,036	232,036	232,036			232,036
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				244	244	244
当期変動額合計	82,036	82,036	82,036	244	244	82,280
当期末残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当期変動額						
剰余金の配当	△150,000	△150,000	△150,000			△150,000
当期純利益	195,837	195,837	195,837			195,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△735	△735	△735
当期変動額合計	45,837	45,837	45,837	△735	△735	45,102
当期末残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	10年
器具備品	4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

◇消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	12,247千円	18,684千円

(損益計算書関係)

※ 1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

※ 2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
人件費	170,093千円	208,027千円
減価償却費	8,127千円	8,196千円
賞与引当金繰入額	26,568千円	14,916千円
役員賞与引当金繰入額	△1,367千円	8,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成28年3月31日	平成28年6月29日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	617,562	617,562	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	168,194	168,194	—
(4) 投資有価証券			
①その他有価証券	3,351	3,351	—
資産計	2,089,108	2,089,108	—
負債			
(1) 未払費用	83,642	83,642	—
(2) 未払法人税等	31,595	31,595	—
負債計	115,238	115,238	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	670,928	670,928	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	173,836	173,836	—
(4) 投資有価証券			
①その他有価証券	14,291	14,291	—
資産計	2,159,056	2,159,056	—
負債			
(1) 未払費用	94,055	94,055	—
(2) 未払法人税等	32,716	32,716	—
負債計	126,771	126,771	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

◇資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	617,562	—
金銭の信託	1,300,000	—
未収委託者報酬	168,194	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合　　計	2,085,756	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	670,928	—
金銭の信託	1,300,000	—
未収委託者報酬	173,836	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合　　計	2,144,764	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	3,351	3,000	351
小　　計	3,351	3,000	351
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小　　計	—	—	—
合　　計	3,351	3,000	351

当事業年度（平成30年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	14,291	15,000	708
小 計	14,291	15,000	708
合 計	14,291	15,000	708

2.売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	3,057	87	30
合計	3,057	87	30

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	13,837	837	—
合計	13,837	837	—

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	983千円	1,765千円
未払事業所税	194千円	214千円
未払事業税	1,345千円	2,512千円
賞与引当金	5,444千円	4,567千円
減価償却超過額	542千円	852千円
繰延資産	395千円	308千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他有価証券評価差額金	—	216千円
その他	11,184千円	6,576千円
繰延税金資産小計	21,835千円	18,760千円
評価性引当金	△10,766千円	△8,322千円
繰延税金資産合計	11,068千円	10,438千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	107千円	—
建物付属設備	1,442千円	1,265千円
繰延税金負債合計	1,549千円	1,265千円
繰延税金資産純額	9,518千円	9,172千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
所得拡大税制の特別控除	—	△2.39%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48%	0.59%
住民税均等割等	0.09%	0.10%
評価性引当額の増減	0.88%	△0.88%
その他	△0.62%	1.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.70%	29.26%

（資産除去債務関係）

1. 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	—	—
見積りの変更による増加額	—	—
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	5,699千円	5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,296,283	—	—	1,296,283

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,216,403	—	—	1,216,403

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成29年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	245,111 13,840	未払費用	24,799

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	225,276 16,083	未払費用	22,288

- （注） 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	153,901円56銭	157,370円98銭
1株当たり当期純利益金額	17,848円94銭	15,064円45銭

- （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	232,036	195,837
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	232,036	195,837
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成30年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		724,327
金銭の信託		1,300,000
前払費用		4,769
未収委託者報酬		205,045
立替金		3,464
その他		5,000
流動資産計		2,242,607
固定資産		
有形固定資産	※ 1	35,964
建物（純額）		21,617
器具備品（純額）		14,346
投資その他の資産		52,407
投資有価証券		42,101
長期前払費用		484
繰延税金資産		9,821
固定資産計		88,371
資産合計		2,330,979

（単位：千円）

当中間会計期間 （平成30年9月30日）	
負債の部	
流動負債	
預り金	2,115
未払費用	106,172
未払消費税等	11,796
未払法人税等	45,641
賞与引当金	21,932
役員賞与引当金	4,360
流動負債計	192,018
固定負債	
資産除去債務	5,699
固定負債計	5,699
負債合計	197,717
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,353,252
利益剰余金合計	1,353,252
株主資本合計	2,132,968
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	293
評価・換算差額合計	293
純資産合計	2,133,261
負債・純資産合計	2,330,979

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成30年4月 1 日 至 平成30年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		612,723
営業収益計		612,723
営業費用		
支払手数料		226,719
広告宣伝費		2,568
通信費		36,983
協会費		857
諸会費		36
営業費用計		267,165
一般管理費	※ 1	218,997
営業利益		126,560
営業外収益		
受取利息		3
有価証券利息		167
雑収入		215
営業外収益計		387
営業外費用		
有価証券売却損		671
為替差損		127
営業外費用計		798
経常利益		126,149
特別損失		
その他特別損失		6
特別損失計		6
税引前中間純利益		126,142
法人税、住民税及び事業税		40,482
法人税等調整額		△994
中間純利益		86,654

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	86,654	86,654	86,654			86,654
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				784	784	784
当中間期変動額合計	86,654	86,654	86,654	784	784	87,438
当中間期末残高	1,353,252	1,353,252	2,132,968	293	293	2,133,261

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
器具備品	5年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（追加情報）

当社は、平成30年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までとなっております。

（中間貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（平成30年9月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	21,945千円

（中間損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日）	
有形固定資産	3,812千円
合 計	3,812千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	724,327	724,327	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	205,045	205,045	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	42,101	42,101	—
資産計	2,271,475	2,271,475	—
負債			
(1) 未払費用	106,172	106,172	—
(2) 未払法人税等	45,641	45,641	—
負債計	151,813	151,813	—

（注）金融商品の時価算定の方法

◇資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	36,059	35,600	459
小 計	36,059	35,600	459
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	6,042	6,078	△36
小 計	6,042	6,078	△36
合 計	42,101	41,678	422

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間 (自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日)	
期首残高	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	—
見積りの変更による増加額	—
中間期末残高	5,699千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	612,723	612,723

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
1株当たり純資産額	164,097円3銭
1株当たり中間純利益金額	6,665円70銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額（千円）	86,654
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	86,654
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称	資本金の額 (平成31年1月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営む とともに、金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律（兼 営法）に基づき信託業務を営 んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日：平成12年6月20日
 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (平成31年1月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一 種金融商品取引業を営んでい ます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行います。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、委託会社および当ファンドのロゴマークや図案を表示し、イラストや写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙～本文の前までの記載等について
 - ①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - ②目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
 - ③委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
 - ④詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間帯等
 - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ⑤使用開始日を記載することがあります。
 - ⑥届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日および当該届出の効力発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日および届出が効力を生じている旨、効力発生日
 - ⑦次の事項を記載することがあります。
 - ・投資信託財産が受託会社において、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべき旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - ⑧ファンドの形態等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月14日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （※） 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。